**令和３年度第３回岩国市環境審議会の結果について**

**１　会議名**

令和３年度第３回岩国市環境審議会

**２　開催日時**

　　令和３年11月25日（木）　午後２時～４時

**３　開催場所**

　　岩国市役所２階　特別会議室

**４　出席した者の氏名**

　（委員）

　　藤野完二（会長）、木村圭一（副会長）

　　河本智勇、樋口隆哉、福田博一、白木吉子、藤谷允子、松本哲郎、森川裕子、

岡秀憲、木村繁

　　（事業者）

　　　電源開発株式会社　橋口誠一郎、伊藤靖、斎藤拓也　ほか

　（事務局及び担当課）

環境部長：藤村篤士、環境保全課　課長：中原剛、環境対策班長：青木肇、

環境対策班：村繁利行、石川真一、山本剛史、松村和美

　（関連部署）

　　 公園景観課　課長：藤野修二、景観政策班長：松林武久

錦総合支所　所長：沖晋也、錦総合支所地域振興課　課長：川上洋二

**５　議題**

1　（仮称）西中国ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書について

**６　公開・非公開等の別**

　　　　　 公開

**７　傍聴人数**

　　０人

**８　会議概要**

《審議等事項》

　（仮称）西中国ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書について

（会　長）

　それでは会議を始めたいと思います。

本日は、委員１２名のうち現在１０名が出席されていますので、岩国市環境審議会条例第６条第２項の規定であります、過半数の７名以上の出席により、本日の会議が成立していることを報告しておきます。

次に、会議録の署名委員として、樋口委員と藤谷委員に署名をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、さきほど事務局のほうからも説明ございましたが、本日の会議には、前回に引き続き、事業者である電源開発株式会社様に、参考人として、ご出席いただいております。

岩国市環境審議会条例第７条の規定によりますと、「必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明を聴くことができる」とありますので、これに基づき今回も出席をお願いいたしました。のちほど、質疑応答に参加していただく予定であることを報告しておきます。

また、本日の会議には、報道関係の方が取材に来られています。会議中、写真撮影などもあると思いますがご了承いただきたいと思います。

それでは、本日の議題の「（仮称）西中国ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書について」の審議に入りたいと思います。では最初に、前回の会議での審議の概要につきまして、担当課より説明をお願いします。

（担当課）

　それでは、前回の会議の審議の内容について簡単に御説明させていただきます。委員の皆様のお手元にあります前回会議の審議概要というＡ４版の資料を御覧いただければと思います。

　前回の会議は２週間前の11月12日に行われました。出席者は委員１０名に出席いただいて御審議いただきました。では５番の概要のところから御説明させていただきます。まず最初に諮問書の手交ということで、岩国市長から会長様に対して諮問書の手交を行なわせていただきました。次に２番目としまして環境アセスメントの制度と概要、今回諮問に至った経緯について御説明させていただきました。その中で山口県知事から岩国市長に意見を求められているということで環境審議会に諮問させていただきました。３番目としまして、事業者様より会社の概要そして事業の概要、あとは配慮書の概要について御説明いただきました。そして４番目としまして委員の皆様から質疑、意見をいただいております。

いただいた質疑、ご意見につきましては多岐に渡りますことから、大きく４つのテーマに分けて下に列挙しております。主に騒音関係、水の関係、動物植物の関係、その他ということで様々な御意見をいただいております。そして、それに対する事業者様からの回答もいただいております。詳細につきましては、「前回審議会（令和３年11月12日）質疑応答一覧表」というＡ３版の資料を御覧ください。資料の１枚目に事前質問への回答、そして、２枚目以降には、当日質問の質疑応答を載せておりますので併せて御覧いただければと思います。以上で、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

（会　長）

　では、ただいまから質疑に入りたいと思います。

ただいまの御説明に対して御意見、御質問がございましたらお知らせください。

前回の会議では、地元の土砂の災害の問題だとか、動植物の保護の問題とか、色々な意見が出たのですが、まだ本格的調査に入っていないので不明な点が多い、ということで、現在の予備調査が入らないと具体的な話はできない、という項目が多かったと思います。そのため、あの時点で結論を出すことには至らなかったところも多かったというふうな判断をしております。お手元にあります、前回審議会の説明の内容も、ほぼそのような形にまとまっていると思います。

　前回御発言、御質問された方で御自身のところを御確認いただいて、「ついていけん」とか「これ違うよ」といった御指摘がございましたら、お教えいただきたいと思います。いかがでしょう。

（委　員）

　会長、いいですか。

（会　長）

　どうぞ。

（委　員）

はい。よろしくお願いします。この前回会議の質疑応答の、委員Ｂさんの御意見（騒音・超低周波音に関しての現実の対応）に対する回答のところですが、騒音について事業者様は「騒音が出るようであればご自宅に防音措置として二重サッシやエアコンを設置します」ということでありますが、私がもしここに住んでいたとしたら「音がうるさくなるのでお宅を二重窓にいたします」と言われても「なぜ二重窓でこちらが我慢しないといけないのか」と私だったら思ったりもするわけです。事業に対して反対とか賛成とかではありませんが、まず事業ありきということで事業が進められて住民はそれに対して施しを行うから受け入れてくれと、そういうことではないとは思うのですが、うがった見方をするとそういう風に取れなくもない。そのため、こういったものが新しく自然環境のいいところに設置されてくるということは、よくよく住民の方と合意形成がなされなければならないということはいろいろな委員の方が発言しておられますが、私も改めて強く思います。環境と人間の生活の向上は両輪であり、生活だけよくなればいい、あるいは事業だけが進めばいいというお考えではないとは思うのですけれども、どうしてもアンバランスになってしまいますので、そこのあたりが非常に気になりましたのでよろしくお願いいたします。

それと委員Ａさんの意見（動植物の保全措置）もありますけれども、生き物はしゃべりませんので、一回住んでいたものが住まなくなってしまうともう帰ってきません。お分かりとは思うのですが、二度とそこには生き物が帰ってこなくなってしまいますので、そのあたりもよくよく検討していただき、データもしっかりとっていただいて、設置のほうは慎重にやっていただきたい。

また、これを設置するにあたり工事の道が入るのではないかと思うのですがどうでしょうか。オーストラリアのキュランダ（オーストラリア北東部、熱帯雨林は世界遺産に登録されている）というところでは、キュランダの山にゴンドラ（ロープウェイ）みたいなものがありまして、ロープウェイを建設する際は、雷が落ちてちょっとした裸の土地になったところを目がけて大型のヘリコプターで柱を立てることをやった、と聞いておりますが、今回の工事は道が入っていくのだと思いますが、そのあたり、道を作っていくとしたら、それにプラスして環境はどうなんだろうと思っています。上手く言葉にできませんが、環境と人間の生活の向上が上手く釣り合いがとれるように、そのあたりは事業者さんもよく考えておられるとは思いますが、よくよく考えて、進めていけるものは進めていっていただければと思っております。

（会　長）

　事業者さんいかがでしょうか。ただいまの意見は、電源開発さんのほうに委員のほうから、開発ありきという考え方ではなくて、それ一辺倒ではなくて、地元の状況や自然環境そのほか、十分配慮したうえでの事業実施の検討をお願いしたいという趣旨のものでしたが、これについて電源開発さんの御意見をお聞かせください。

（事業者）

　御意見ありがとうございます。３点ご意見をいただきまして、いずれの点につきましてもしっかりと御意見を踏まえた計画を検討してまいりたいと思っております。

　まず、１点、音につきまして、当然、うるさい音をたてるのでそれに対して対策するので住民の方に許容してください、ということが前提ではございません。しっかりとした住宅との距離関係であったりとか、そういったものをしっかりと事前調査していくと、またどういった音がするのかということについて、事前に皆様に御理解いただいた上で、それでもそういった事象があったときの対策について、どういった音が想定されるかという御質問への回答であったと思いますので、そういった対策ありきではないということについて御説明させていただきます。

また、生物等への配慮につきましても、当然出て行った生物が戻ってこないのではないかという御意見もございましたが、動物の習性についても今後しっかりと調査をしていきたいと考えております。御意見ありがとうございます。

（会　長）

　委員、よろしいでしょうか。

（委　員）

　はい。

（事業者）

　すいません、騒音について補足させていただきますと、先程委員がおっしゃられたとおり、前回の審議会で色々な委員の方から騒音については御意見を多数いただいたと理解しております。お手元の資料「前回審議会（令和３年11月12日）質疑応答一覧表」の中で言いますと２ページのＱ２の回答の後半部分ですね、今、申し上げたとおり、我々としては、まずそういった御迷惑がかからないような風車配置を検討するというところがですね、基本かと考えておりまして、最初から御迷惑をおかけすると、それに対する対策をすると、そういった設定で検討を進めるということでは決してございませんので、今委員がおっしゃられたような形でですね、検討を進めて参りたいというふうに考えてございますので、御理解いただけましたら幸いでございます。

（会　長）

　よろしくお願いします。前回工事の関係につきましては、他の委員からも、どうしても土砂崩れの心配があるとか、それから工事車両の進入についての騒音の問題があるとかの心配があるので配慮をお願いしたいという意見が出ております。十分御配慮のほどよろしくお願いしたいと思います。

　他にございますか。当日、ここで発言があった内容につきましても御意見ございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

（委　員）

　今回新しくお聞きする内容でもよろしいですか。

（会　長）

　質問の内容ですか。

（委　員）

　前回の資料とはまた別に伺う質問でもよろしいですか。

（会　長）

　この後、実は、追っかけて質問が出てきていますので、そこのところで、今日改めて質問があればそこでお願いしたいと思います。今はこの前回のことについてだけ質問を出していただけたらと思います。

（委　員）

　では、後ほど伺います。

（会　長）

　他にございませんか。

（委　員）

　確認なのですが、騒音の関係で御質問させていただいたのですが、岩国は基地がありますので、基地の騒音については、たいへん長い年数の中で、うるささ指数が７５Ｗ値以上については騒音の防音工事ができるようになったんですけれども、風力発電は歴史も浅いと思いますので、騒音とか超低周波音はそういうような基準がないということで、今後基準ができるのかもしれませんけれども、今からいろいろなところでしっかり現地調査をされて、支障がないような工事をしていただくような方向でされたらと思います。風力発電は今からの地球温暖化についてですね、火力とかそういったものに対してはですね、非常に期待される電力だと思いますので、ぜひ進めていただきたいとは思いますけれども、そういった開発と生活とのバランスを取りながらやっていただければというふうに思っております。

（会　長）

　いかがでしょう。ただいまの発言に対して電源開発さん、御意見がありましたら伝えてください。

（事業者）

　ご意見ありがとうございます。

　おっしゃっていただきました通りですね、騒音、音と低周波という観点もございますけれども、いずれもですね、どういった音がするのかといったことを地域の皆様に対してですね、そういった数値的な話として地域からどういった音が聞こえてくるのかということ、またそれがどういったイメージなのかということ、これをしっかりとこれから説明していきたいと思っております。

　国の政策の中で、再エネ普及といったところもありますが、何よりもですね、地域の皆様との生活環境、自然環境との共存といったところが前提の計画でございますので、そういったところの配慮をしっかりとこれからしていきたいというふうに考えております。

（会　長）

　わかりました。委員よろしいですか。

（委　員）

　はい。

（会　長）

　それでは、前回の会議の討議内容、それからそこにいたるまでの事前質問に対する討議についてはこれで終わりたいと思いますがよろしいですか。

　では、その後にまた意見が出ております。これの審議をしていきたいと思います。お手元に「事前追加質問事項等一覧表」という資料がついていると思います。これを私の方から質問内容を読み上げようと思います。

質問１、岩国市の水源地域に多大な影響をあたえると思われます。それから、工事用・管理用の道は舗装されるのでしょうか。また維持補修は誰が行うのでしょうか。という質問が出ています。これに対して電源開発さんの御意見を聞かせてください。

（事業者）

　今の御質問に対して、御回答します。まず前提なんですけども、今はアセスメントの中の配慮書の段階というところでですね、文献調査によって調査の方法をお示しするという段階ですので、御質問の内容を具体的に込み入った内容については、今すぐお答えできるものも多くないのかなというところで、その点についてはご了承いただいて、いただいたご意見についてはですね今後の検討の中でしっかり調査をして回答を示すという方法をとっていきますので申し訳ないですが、それを前提としてちょっと回答について聞いていただければと思います。

まず御質問の内容ですけども水源について多大な影響を与えると思われますというところで、これに対する回答ですけども、水源地のですね、影響を低減するまたは回避するように努めてまいります、というのが御回答となります。

もう一つの質問につきましては、土地の所有者や林業関係者との調整にもよりますけれども、地形や地質に応じて舗装を行うこともあると想定しております。また維持補修についても弊社も協働で実施することを想定しておりますので、その点についてはこのような回答になりますということで回答させていただきます。

（会　長）

　続いて、工事で発生する残土は、どこに、どのように、処理されるのでしょうかという質問が出ています。工事残土の問題です。

（事業者）

　御質問についての回答ですけども、現段階では現地調査を未実施であるためにお示しできませんけども、切土盛土のバランスを図ることで残土量を最小限にとどめて、地形的に現地処理が可能かどうかも含めて十分に調査した上で、現地処理ができない場合は、場外処理場にて処理するなどのことを想定しております。以上となります。

（会　長）

　続いて質問の３で、道路等で発生する斜面保護は、恒久的な工法が採用されるのでしょうか。いかがでしょうか。

（事業者）

　はい。御回答ですけども、斜面によって適切な工法を選定しまして、恒久的な保護を行いますということが回答になります。

（会　長）

　続いて、今度は水質の問題です。工事等で発生する濁水は、調整池等の処理で、清水に出来るのでしょうか。いかがでしょうか。

（事業者）

　はい。現段階では現地調査を未実施であるために、具体的な方法についてはお示しできないんですけども、弊社の一例といたしましては、沈砂池を設置することによって排水溝を整備して、濁水などが直接流出しないような対策を行っているところもございます。というのが回答になります。

（会　長）

　電力会社では、接続制限や蓄電池の義務化はあるのでしょうか。いかがでしょう。

（事業者）

　はい、現在のところですね、接続制限や蓄電池の義務化については伺っておりません。以上となります。

（会　長）

　質問の６番目です。風力の機械は、国産でしょうか。それともヨーロッパ又は米国産でしょうか。

（事業者）

　はい。現在は風力発電機の検討段階でありまして、具体的なメーカーや製造国は現在未定となっております。以上となります。

（会　長）

　では、質問の７番目。動物に関する質問です。風力で発生する後方乱流でコウモリが死ぬという海外の事例がありますが、今回はどのように対応されるのでしょうか。いかがでしょうか。

（事業者）

　はい。現段階では、現地調査を未実施であるために、具体的な方法をお示しできないんですけども、方法書以降の手続きにおいて、コウモリ類専門家などにヒアリングを行って、地域のコウモリ類の生息状況や調査手法について御助言をいただきながら、適切に調査、予測および評価をする予定となっております。その上で必要に応じて保全措置を検討いたしますということが回答になります。

（会　長）

　質問の８番目、騒音に関する質問です。振動・騒音が発生する風力発電は、ヨーロッパでは人家から１０ｋｍ以上離すような話がありますが、２ｋｍで大丈夫なのでしょうかという質問です。

（事業者）

　御質問についての回答ですけども、騒音に関しましては「風力発電施設から発生する騒音等への対応について（平成28年11月）」というものなどのレポートがありますけども、風力発電設備が設置されている地域の風況や地形などにより音の伝搬の状況が変わることが想定されます。現在では現地調査も未実施であるため、騒音・振動に関する影響はお示しできませんけども、方法書以降の手続きにおいて適切に調査・予測・評価を行い、必要にして保全措置を検討していきますというのが回答になります。

（会　長）

　以上で、事前追加質問は終わっております。これについて何か御意見ございますか。

（委　員）

　先程あった濁水の処理ですけれども、水源地域ですから濁水の処理は泥を除くだけでは決して済まないはずなんです。ようするに、土砂を除くだけではなく、粘土分というか、濁った水をきちんと処理していただく必要があると思います。それに対する対策は通常、工事でも普通、濾過槽、沈殿槽を設けて清水にして排水されるはずなんですね。それをここできちんとうたっておいていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

（会　長）

　ただ今の質問に関して御意見を聞かせてください。

（事業者）

　はい、回答させていただきます。やはり岩国市におかれましては、錦川をはじめとする水源環境といったものが豊富なものがあるといったところを事業者として認識してございます。その上で、工事による濁水の発生についてはきちんとした処理をしていくといったところが前提になってくると考えておりまして、具体的な設備につきましては、今後おそらく準備書以降の段階での御提示になってくるものではございますが、基本的な考えとしましては、沈砂池であったり調整池といったもの、こういったものにつきましては必要な容量等につきましても、関係当局との御協議であったり審査を踏まえたものを設置していくといったところで考えております。事業者からの回答としましては以上となります。

（委　員）

　すいません。追加です。濾過槽を設けるときに、水道の水源地で行っている硫酸バンド等を使った沈降作業を行うのですか。

（会　長）

　いかがでしょう。分かりましたでしょうか。

（事業者）

　事業者から申し訳ございません。質問させていただきます。集水域といったことに関するご質問というのは聞こえたのですが、それ以降の内容が申し訳ございません、確認できませんでしたので、もう一度お願いできますでしょうか。

（委　員）

　ろ過槽を設けるっていうことはですね、その前に薬剤を投入し、攪拌して、沈殿槽やろ過槽で泥分を除去するということが基本だと思いますが、そういう薬剤を用いた処理はなされるのでしょうか。水道の水源地で使っている薬剤を使えば安全なはずですから、そういった処理をなされる予定はあるのでしょうか。

（事業者）

　はい、回答させていただきます。そういった具体的な手法につきましては、どういった影響があるのかということを明らかにした上で必要な対策を行うといったところでございますので、具体的な情報につきましてはあらゆる可能性を含めて検討していきたいと考えております。

　一方で風力発電設備につきましては、基本的にこれまでの当社の事例としましては、何か薬剤で浄水設備のようなもの等のような浄化といったものをイメージされているのかなとも思いますが、そういったものではございません。例えば森林機能を改変によって失われるとそういったことに伴うですね、失われた森林機能の代替措置であったりとか保全措置といったような観点で、沈砂池を設置したりといったようなところが通常の対応ではございますのでそういった方法であったり、あとは委員の御指摘も含めたものもですね、含めて影響の程度を踏まえながら検討していくものというふうに考えております。

（会　長）

委員、よろしいですか。

（委　員）

　すいません。通常ですね、公共工事でも濁水処理は非常にウエイトが大きいのですが、今のおっしゃり方ですと、そこまではしないというふうに聞こえるのですがどういうことでしょうか。

（事業者）

　事業者から回答させていただきます。

通常、これまでの当社事業においてはそういった方法を実施しているといった例というものはほぼございませんけれども、影響の程度に応じて実施等を含めて検討していくということかなと思います。

配慮書（本書）でいいますと、周辺区域での取水状況につきましては、3-95ページといったところがございまして、通し番号で言いますと（113）ページをご覧いただきますと位置図（図3.2-4　浄水場及び給水区域）がございます。皆様、御覧いただいてよろしいでしょうか。通し番号（113）ページを御覧ください。

こちらのほうに周辺の取水状況がございまして、まだあくまでも配慮書段階での文献ベースのものでございますが、関係地域の中ではこのブルーで示しているところ、水色のところが給水区域でございます。こういったところに、皆様、浄水場等を設置されておられるといったところでございます。

今回弊社の計画につきましては、図の中で言いますと、この赤い区域の中であり、特に主な改変工事を行うところとしましては、この黒で示している風力発電機実施想定区域およびその周辺の道路の取りつけ、といったところでございます。今、このブルーで示しているこういった給水区域を直接的に改変するといった工事といったものはもともと想定されませんが、この給水区域に対しての集水域が山の中にございますので、そういったところで工事を行うといったことに関しましては、例えば改変した場所が露出することに伴って、雨水が流れてしまうといったような濁水が生じるといったような影響が想定されます。何かですね、化学薬品による浄化浄水が必要になるといったような、化学的な影響を生じるような施工といったものが現時点では想定されないものではございますけれども、具体的な施工方法であったり、影響の程度といったものをこれからしっかり明らかにさせていただきまして、それによって、例えばこの集水域に対する地質の影響があるといった計画でございましたら、もちろんそれに対する影響を低減させる方法を第一に考えるということ、それでも影響が生じるということであれば、ご指摘いただいたような方法も検討するといったところではございますけれども、まず現時点の配慮書段階におきましては、この（113）ページのですね、簡単ではございますが、こういった周辺の集水区域に対しての工事の影響としましては、従来通り濁水を沈砂池であったり調整池で処理していくといったところを一般的な条件として想定しているところでございます。事業者からの回答としましては以上になります。

（委　員）

　しっかりと検討していただくことを望みます。よろしくお願いいたします。

（会　長）

　神経質な質問のように聞こえたかもしれませんが、錦川も、それから島根県側に流れている高津川も日本の清流の河川の１つです。したがって、水に対する懸念は非常に持っておりますので、ぜひ汚水が流れ込まないように慎重な御検討をよろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

　それでは他にただいまの追加質問についての御意見ございませんでしょうか。ないようでしたら、追加がありましたらお聞かせください。

（委　員）

　いくつか追加でお聞きしたいことがあるのですけれども、まず騒音の指針値についてです。環境配慮書（本書）の通し番号でいうと（137）ページ、風力発電施設から発生する騒音に関する指針につきまして、具体的な指針値というのが現地の調査を踏まえてということになるとは思いますけれども、指針値の位置づけについてお伺いしたいと思います。指針値というのが、発電所の設置者として努力して守る目標という位置づけなのか、それ以上に何か行政側が関与する、そういった数値としての規定になるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

（会　長）

　電源開発さん、分かりましたか、今の質問の意味。（137）ページに示されている指針値についての見解です。

（事業者）

　ありがとうございます。騒音に関する指針に関して御質問いただいたと理解しておりますが、具体的にご確認したい点、申し訳ございません、もう一度お願いできますでしょうか。恐れ入ります。

（委　員）

　はい。質問の内容としては、この指針値というのが、電源開発さんが守る目標値というそういう位置づけなのか、それ以上に行政としてもちゃんとチェックしていくような数値になるとか、どういう位置づけになるのかっていう点をお伺いしたいと思います。

（会　長）

　よろしいですか。分かりましたでしょうか。

（事業者）

　はい、回答させていただきます。こういった指針値といったものは環境影響評価の観点からいろいろなものがございまして、そういったものを考慮しながら、実際に具体的に現地のですね、例えば住居であったり、周辺の施設等でどういった音がするのかといったことは、当然個別の値をこれから確認してお示ししていくといったところでございます。その中で例えば各市町様の条例であったりといったところにもいろいろな基準があると思いますけれども、そういった法令等は当然遵守していくといったところが大前提になってくる、と考えております。一方で、環境影響評価の中でどういった基準に対してどの程度の音が想定されるのかということにつきましては、今後しっかりとした調査等しながらお示ししていきたいというふうに思っております。

（会　長）

　委員、よろしいですか。追加があれば。

（委　員）

　答えとして理解できていないのですが。明確な答えになっていないと思うのですが。

（会　長）

　この目標は、指針値がですね、電源開発さんが決められた目標なのか、それとも行政で定められた基準に沿ったものなのか、そういう質問だったと思いますがいかがでしょうか。委員、そうですね。

（委　員）

　事業者としてこれは守りますよという、事業者としての約束ということなのか、岩国市などの行政等が客観的にチェックしていくべき値になるのか、そういった数値の重みといいますか、それがどういうものなのかっていうのをお聞きしたいと思ったのですけど、今のお答えだと理解できませんでした。

（会　長）

　いかがですか。

（事業者）

　はい。電源開発から、まず考え方としましてですね、こういった指針値といったものがございますけれども、環境影響としましてですね、そういった指針等を参考にしながら、基準に対してどういった程度の音とするのかといったところでございますね。一方で、その指針に対して、それを必ず遵守すれば良いのかといったところになってきますと、住民の方の受けとめとしてはまた違っているところがあるのかなといった側面もあるというふうに理解しております。この指針の数値を下回ったから問題ないですよといったことだけではなくて、その影響の程度がどのくらいなのかで、個別的な話を今後明らかにしていくといったことが大事になってくると思います。例えば騒音等に関する指針というものは様々ございますけれども、それを明確な一つの基準としてこれを守りますといった方針だけではなくて、各個別地点を方法書等で調査地点をまず明らかにするといったこと、そのポイントでどの程度の音が実際にするのかといったことを、具体的にお示ししていくといったことが必要というふうに考えております。ちょっと委員のご指摘に対しての回答となっているかというところではございますが、事業者の見解としては以上とさせていただきたいと思います。

（委　員）

　今の委員のご質問をお聞きして、（137）ページに出ているこの指針は、環境省が平成29年に出された指針と出ているので、これはこういった指針が出ていますよというものであって、罰則があったりというわけではないのでしょうね。この指針はこういうのを守ってやりなさいよっていうふうな方向性が出されているだけで、罰則があるわけではないということだと思いますがどうでしょうか。

（委　員）

　すいません、質問をいいかえます。

これ見るとその地域で状況が違うので、一律の値は決められないっていうことで、今回の環境影響評価は今後、方法書、準備書という手続きが進む中で、実際に現地で調査してここで言うところの残留騒音っていうデータを取れてくると思うのですが、それに基づいてプラス５デシベル上乗せをして、ここの地域の指針値はこれぐらいこれですっていうのを事業者側が出して、それに基づいて発電機の配置計画を考えていくのかなと私はイメージしているのですが、そういうふうな使い方なのかどうか、ちょっと質問が少し変わりましたけど、電源開発さん、今のような聞き方でよろしかったですかね。

（会　長）

　いかがでしたか。分かりましたか。

（事業者）

　はい。ご質問ありがとうございます。今回の指針値といったところが規制基準であるのかといったところがちょっと切り分けてご説明する必要があるのかなと思っております。予測をする上でですね、一定の指針があるということもあります。

それから、技術的な点について補足させていただきますと、先ほど委員がお話しいただいた通りでございます。まず今後現況調査を行いまして、その中で残留騒音というところを求めていく必要があります。その残留騒音プラス現況調査の結果をもとに、風車から寄与される騒音の値っていうのを予測します。その予測した結果が、その地点において基準を上回ってるのかそれとも下回っていて大丈夫なのかと、もし仮にその基準を上回る場合は、風車配置も含めた保全措置っていうところも検討していかなきゃいけないっていうところで、この指針というのがあるというふうにご理解いただければと思います。以上です。

（会　長）

　いかがですか。

（委　員）

　だいたい分かりました。

　今の話に関連して、今回想定される発電機の定格が４，３００ｋＷでしたかね、今考えられている発電機についても実際の騒音発生データっていうのがあるのか、その影響を予測するときに、残留騒音は現況調査でわかると思うんですけど、評価するときも発電機の影響っていうのを、考えるためのデータっていうのは十分現状であるのかどうかということについてお伺いしたいのですが。

（会　長）

　質問の趣旨は分かりましたか。

（事業者）

はい、回答させていただきます。

現状想定される騒音の程度は、今回想定される機種についてもデータがあるのかといったような御趣旨のご質問と理解をいたしました。今現在、風車の採用機種につきましては未定でございますといった説明冒頭にございましたが、具体的に準備書等の段階で、先ほど委員からの御指摘もいただきました通り、個別の予測評価をしていく段階に向けましては、各メーカー等に協議をした上で、想定される騒音の程度等につきましてもデータを取得するといったことになります。

（委　員）

　はい。分かりました。

　また、別の質問をよろしいですか。

（会　長）

　どうぞ。

（委　員）

　今回、超低周波音についても調査の中に含めるということにされていますけれども、アセス省令だと特に対象に影響はない、というふうな判断がある中での超低周波音の評価というところで、どういったふうに今後評価されるのか、騒音であれば先ほど話にあったように具体的にこれぐらいっていうふうな議論ができるんでしょうけど、超低周波音を今後評価に含めていくといったときに、どういうふうなやり方でその影響を評価されるのかという点についてお伺いしたいと思います。

（会　長）

　よろしくお願いします。

（事業者）

　御質問ありがとうございます。

超低周波音を含めた低周波の調査及び評価の方法についての具体的な技術的な話についてですが、超低周波音に対する影響としましては国の方で特に影響が少ないというところで今回評価のものから外れたっていう経緯はあるんですけども、いろいろ地元の自治体様とお話している中で、やはりご懸念が多いというところで今回加えさせていただきました。従来、風力発電機による超低周波音の影響としまして、例えば建物のガタツキであるとかそういうものを、何デシベル以上ですとそういうのが発生するとかいう基準がございます。具体的に今お示しする資料はないんですけども、そういう超低周波音による影響を比較するための資料をもとに現況で測ったものを予測した結果っていうところと比較検討しまして、影響あるなしっていうところを比較検討していくということが、評価の方法に繋がっていくという形になるかと考えております。以上です。

（委　員）

今のお話ですと、想定手法についても、具体的な数値を交えた議論をして評価をしていくということでよろしかったでしょうか。

（会　長）

　いかがですか。

（事業者）

　はい。今後、方法書以降で、調査の内容等を決めていくものではありますけども、いったん配慮事項として入れておるっていう中で検討項目の一つとして挙げているということになります。その時に必要性に応じてと言うと何なんですけども、評価の項目として挙げてるだけに、調査等々検討した上で、実際の現地調査をしながらということで進めていく形になるかと考えております。

（委　員）

　はい。わかりました。

　もう少しよろしいでしょうか。

（会　長）

　どうぞ。

（委　員）

　今後、具体的な評価をして実際の発電機の配置を決めていくと思うのですけれども、その時の環境影響を低減するためのいろいろなバリエーション、例えば、発電機自体の規格を変えるとか、もちろん数を変えるっていうこともありますし、場所を変えるっていうこともあると思いますが、現時点でこれは固定してるっていうような条件があるのか。今後色々、代替案なんていいますかね、いろんな可能性を考えていく場合に、その自由度がどれくらいあるのかっていう、現時点でもここは固定して今後考えていくっていうようなことはありますでしょうか。

（会　長）

　いかがですか。大事なところだと思います。

（事業者）

　御意見ありがとうございます。電源開発の方から御回答させていただきます。一定の基準であったり、どこに設けるかといったところにつきましては現時点で明示するのはなかなか難しいのかなと思っております。ただやはり、各方法書等の中で調査ポイントを設定していく中で、その中で、音がどの程度発生するのかといったこと、またその聞こえ方に対して地域との合意形成ができるのかといったところが一つ重要になってくるのかなというふうに思っております。

技術的な点につきまして補足しますと、まず配慮書の段階だっていうところであるんですけども、やはり風車からの離隔みたいなところをいかに確保できるかっていうところで、配慮書の中でも当初区域から現在絞り込みをした中で、かなりの低減を図られるというところを示しているかと思います。今後はその具体的な調査をどういう地点でやっていくかっていうのを検討した上で、現地調査、予測評価っていう形で進めていくということになるかと思っております。以上です。

（会　長）

　よろしいですか。

（委　員）

　はい。基本的にあまり制約がなく、今後配慮内容を考えていかれるというふうに理解しましたので、ぜひ柔軟に環境影響の低減に向けて考えていただければと思います。

（会　長）

　ありがとうございます。他に追加質問はございますか。

（委　員）

　今回の審議会でこの議題は２回目になると思いますが、いろいろ回答の出てくる中で一番気になってるのは現段階では現地調査が未実施であるため、方法書以降の手続きにおいて適切に調査・予測・評価を行う中で、必要に応じて安全性を検討します、というふうに回答されてる項目ばかりなんですね。この審議会が現実に何回続いて、どこでどういう形でいくのかという、本当に具体的な我々が審議したい数値とか目的、項目についての御回答がいつ出てきて我々がそれについて可なのか不可なのかという、今後の審議会の進め方をどういうふうにするのかということを具体的に説明していただかないと、いつ来てもこういう形であれば、現在、住民説明会もやられてるのかどうかわかりませんけども、曖昧な回答ばかりでは、審議会の、我々の審議ができませんので、その辺をもうちょっと、審議会の方向性をきちんとして、いつごろになったらきちんとした我々が審議できる内容が出せるのかその辺のところ、わかる範囲で結構ですので、御回答をどうぞ。

（会　長）

　その点について担当課からお願いします。

（担当課）

　前回の会議の方で少し説明させていただきました。環境影響評価制度の流れの中でも少し説明させていただきました。こちらの資料（環境アセスメント制度及び諮問の背景と経緯）をお持ちでしたらご覧いただきたいと思います。

現在は配慮書の手続きでございます。その後、実際にどのような環境調査をどういう方向でするかというのが２番目の方法書という段階、そして実際に調査をした後の結果といいますか、その結果の下案が準備書という段階で、もちろん今の配慮書の段階と同じように、方法書、そして最後の準備書の段階でも、山口県知事から岩国市長へ、市長の意見ということでご依頼が入りますので、将来の話になってきますけれども、同じような形で環境審議会の委員の皆様の御意見を伺うことになろうかと思いますので、その中でご審議いただいて、しっかりとそういった環境配慮についてのご意見を、山口県知事を通じて事業者様にお届けするという形になろうかと思います。よろしくお願いいたします。

（委　員）

　すいません。その流れはわかるんですけども、今、御質問がいろいろ出ますけども、それに対する判断する材料がないということは御認識いただけませんか。12月のこの８日で住民等の意見の締め切りということになってますけども、何を見て住民あるいは我々が意見を述べられるのかということで、この書類では、また、今の回答ではですね、皆さんはどうかというか、僕はようやらんというか、どういう判断をしていいか分からないということで、今、意見を出したわけなので、今の御回答でも私には回答になっていないです。

（会　長）

　追加で何かありますか。

（担当課）

　事業者様のほうで、まだ配慮書の段階で計画がはっきりされていないということなので、それについては市の行政の方から何とも言い難いところです。その辺りは事業者様の方に少しでも何か具体的なものについて見える形でということを努力していただきたいと思いますので、事業者様の方より御回答をお願いしたいと思うのですが。

（会　長）

　委員からの質問は、我々としても審議会として意見を出したいんだけども、いろんな方法が未確定の状態だと、したがって意見を出してと言われても根拠となる資料とかそういったものが明確にないので意見を出しにくいと。そういった中で答申と言われても、答申が出せないんだということです。したがって、事業者さんとして今後、今回のこれで打ち切りということではなくて、我々のほうへの住民説明をどういう風にされるか、その辺の方針を教えていただきたいと思います。

（担当課）

今の時点でこのデータだけでは〇×は決められない、とおっしゃる委員のお話はごもっともかと思われます。何をもってですね、質問、意見をしていくかということになりましたら、今の時点では事業者さんから示していただいたこの環境配慮書、これについて意見とか、それから不安も含めておっしゃっていただくということになります。それで次の段階になりましたら、もう少し具体的な計画というものが出てきますので、その時にはですね、今日、環境配慮書について審議をいただいた内容がきちんと反映されているかどうかというものを、岩国市も確認いたしますし、環境審議会にもまた諮問を出させていただくことになると思いますので、その時には、この環境審議会でおっしゃっていただいたことが次の計画の中できちんと反映されているのかというのを確認していただくという形になると思います。それから、今の段階ではまだ環境配慮書ということになりますので、これで全て〇×がつけられるということではまだないというふうに考えております。

（会　長）

　事業者さんの方から追加の説明がございますでしょうか。

（事業者）

御意見ありがとうございます。現時点ですね、いただいてる御意見について、私どもでお答えしきれないところがあるといったところはお詫びさせていただきたいと思います。一方で今、岩国市様の方からもご説明いただきました通り、現段階は計画段階配慮書というふうに認識しておりますので、岩国市様のですね、この地域において配慮すべき事項について、私ども、文献調査ベースではございますが、文献調査だったり専門家の方へのヒアリング等を通じてですね、まとめているものの段階でございます。そういった中で例えば配慮すべき事項としてこういったことが足りてないのではないだろうかとかですね、そういった御意見をいただきましたら、しっかりと方法書以降の段階でも反映していくということをまず考えております。

　一方で、具体的なですね、例えば影響の程度があるのかないのかといったような、最終的な結果につきましてはですね、配慮書段階ではまさにお答えしかねるといったところが実態でございまして、そういったところの中でしっかりと、本日いただいた御意見を含めて、方法書以降の段階で反映していくといったところが事業者の方針として考えているところでございます。事業者からの回答としましては以上となります。

（委　員）

　最後に関連質問ですけども、事前追加質問の一覧表の中のＱ６（風力発電機の製造国について）で、私としては審議会に入ってきてこういうことがある中での回答が、検討段階であり具体的なメーカーや製造国は未定です、というような形で回答が出てくるっていうのはどう考えても納得しづらいのですが、そういうのが決まっていて基本的にあった上で配慮書が出てきて、これから先にみんなから出てくる意見を検討しながら、どうするのかという形にすべきだ、と私は自分が経験してきた中で伺いたいのですが、こんな回答で本当によろしいのでしょうか。

（担当課）

　今、委員がおっしゃったことの参考になるかと思って読み上げますけれども、今回の計画段階環境配慮書につきましては、環境アセスメント制度、これは国の制度でございます。これについて規定されているもので、内容につきましては、事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、法に該当する大規模な事業を実施しようとする者が、事業の位置、規模等の検討段階において、環境の保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行うことが法で義務付けられている、というところです。その結果をまとめたものが、今回参照いただいている図書になります。まだ事業的に検討段階で、こういうことが決まっていますよ、というところよりも、早い段階で意見が反映されるようにということで、こちらの国の制度が定まっているものではないかと思われます。そのために、今現在の検討の配慮書の内容につきましては、新聞公告、縦覧というのが行われて、岩国市の方の意見を求められておりますけれども、一般的に住民の方などにも公開を全てされておりまして、意見を踏まえた上で、以降のより具体的な事業計画に反映させてもらうということでこの環境アセスメントの法の中で定められているということでございます。

（委　員）

　結構です。

（会　長）

　他に質問があれば、どうぞ。

（委　員）

　ただいまの委員のご意見に極めて私も近くて、もう言いたいことを皆言っていただいたんですが、ちょっと補足的な質問というかですね、ちゃぶ台をひっくり返すような質問をするつもりではないのですが、この配慮書（本書）の（142）ページのところ（図3.2-14鳥獣保護区の位置）を見たときに、これ、鳥獣保護区が（事業実施想定区域や風力発電機設置想定範囲の中に）もうずばっと入ってるわけですね。なんで、ここのところ、あの多分積み上げてこられたところでもあると思いますので、ぱっと来てぱっとっていう質問するのも大変失礼かもしれませんというのは最初にお断りしておきますが、こういった例えば鳥獣保護区、他の場所にはないのにここにずばっと決まって入ってるところにずばっとここに事業が起こされるということなんですね。

　それで、さきほど委員が言われているように、現段階ではまだ調査がどうだこうだと、色々なことがまだ未定が未定だということだったら、ちゃぶ台ひっくり返すような言い方をするならば、この場所を変えることもできるんじゃないかと。事業そのものを否定はいたしませんし、環境問題の中で化石燃料を脱炭素云々というようなこともあるので、風力に関して否定的な意見は持っておりませんけれども、わざわざ環境に配慮した発電を起こすのに、環境を壊して何の意味があるかというふうな気持ちにならんわけでもないわけです。ですから、積み上げられたことなのでしょうからあんまり短絡的な言い方をしたくないですが、場所を変更することだってこれから可能なのかどうかっていうこともちょっとお伺いしたいというのが、はい。

（会　長）

　かなりきつい質問ですがいかがですか。

（事業者）

　はい、御意見ありがとうございます。まさに岩国市様にご説明いただいたところ、また今、委員からも御意見いただきました通り、計画段階配慮書でございまして、事業の実施が決定する前の、早期の段階での計画をお示ししているところでございます。この中で今回ご指摘いただきました鳥獣保護区の扱いにつきましても、まさにこういったところで、例えば今、区域としての指定をされているところでございますので、そういった中での改変行為等につきましては、関係法令等を踏まえた上で、行政当局とも協議させていただくものと考えますが、具体的な影響の程度につきましては、今後例えば鳥類に関しましては、鳥類の飛翔調査であったり越冬調査といったところも準備書段階に向けて実施していくものでございますのでそういった中で影響があると、それを回避低減できないということであれば当然配置の変更であったりといったところも含めてこれから検討していくといったところで考えてございます。

（委　員）

　承知しました。それなら、はい。

（会　長）

　分かりました。他に質問ございますでしょうか。

　無いようでしたら、次に、実は11月７日に、お手元に資料が配られておりますけれども、錦町で広瀬のほうで説明会があったようです。その時の状況をもって協議のほうをしたいと思いますので、その辺について説明をお願いしたいと思います。

（事業者）

　はい、ご説明させていただいてよろしいでしょうか。

（会　長）

　はい、どうぞ。お願いします。

（事業者）

　ご説明させていただきます。ありがとうございます。このですね、配慮書につきましてといいますか、弊社の事業実施、事業の検討状況につきまして、岩国市錦町広瀬地区の方々への御説明をさせていただいております。まず環境影響評価の手続き上の話だけで言いますと、住民の皆様への説明会といったものは、方法書段階そして準備書段階で法定の説明会を開催するよう定められております。そちらに関しては当然しっかりと開催をさせていただくといったところが前提でございますけれども、配慮書に対する説明という位置付けというのはですね、この事業の検討しているといった状況につきまして、錦町の皆様に説明させていただいている、といった趣旨でございます。

　それで説明会の概要につきまして報告をさせていただきますと、11月７日 日曜日の11時から12時10分まで約１時間10分で説明会を開催いたしまして、場所は広瀬地区にございます、錦ふるさとセンターで開催いたしました。また参加者様ですね、総勢37名の方に御参加いただきまして、最初に事業者からの説明といたしまして、弊社会社概要、そして、本計画である西中国ウインドファームに関する計画概要、また環境影響評価手続きがどういったものであるかといったことの概要を30分程度で御説明、その後30分程度で住民の皆様からの質疑応答をいただいてございます。

具体的な質疑応答の内容につきましては主に６点ございます。まず１点目が、再生可能エネルギーの普及に関する問題でございまして、脱炭素の観点からこういった再生可能エネルギーによる電源が必要であるといったご意見、一方で、風力発電の利用以外にも他の方法、例えば火力発電の効率化等ですね、そういった話にも取り組むべきではないのかといった御意見等もいただいております。また事業規模につきましての御質問がございまして、配慮書の記載内容と同じような、現時点での最大の規模としましての事業内容をお答えさせていただいております。また水環境であったり、騒音・低周波に関する影響がないのか、といった御懸念の声もいただいておりまして、そちらにつきましては、今後しっかりとした調査をしていきますといったことで、調査方針等を御説明いたしました。また本計画は山の中での事業を検討しているというところでございまして、林業との共存につきまして御質問いただいております。どういった道路を検討するのかといったような観点、また、森林施業との共存共栄ということでは好意的だといったような御意見もいただいております。最後に、今後のこういった説明会の運営方法についての御意見でございますけれども、住民の皆様からの御質問であったり御意見をいただく場というものをしっかりともってほしいといったようなお話をいただいておりまして、以上、簡単駆け足ではございますが、以上のような論点につきまして御意見をいただき、弊社の考えを御説明しているといったところで対応を終えているところでございます。

（会　長）

　はい、ありがとうございました。

　ただいまの広瀬での説明会につきまして、何か御意見ございませんか。いかがですか。ただいまの電源開発さんの説明会にもありましたとおり、広瀬地区は非常に静かなところです。したがって、音の問題ですとか、それから水もきれいなところですので、水質に関して、ここでは出なかったかもしれませんが、かなり神経を使うと思いますので、今後丁寧な対応をよろしくお願いしたいと思います。

　他に御意見ございませんでしょうか。では、全体を振り返って、今日は盛りだくさんの話になりましたけれども、ちょっと言い足りないことがあったなどはございませんでしょうか。ございませんか。無いようでしたら、先程、委員からもございましたように、我々としては真剣に捉えるからこそ、非常に心配もしております。まだいろんな計画が決まらない段階での事前の計画説明ということで受け止めております。したがって、今後詳しい丁寧な説明があるものと期待しております。今後そういった、我々の期待に応えていただくように電源開発さんにお願いしまして、前回の質問、会議の内容、それから今日の追加質問についての討議を終わろうと思いますがよろしゅうございますか。

（委員一同異議なし）

　それではこれで討議を終わりたいと思います。

　ここで、事業者である電源開発さん、丁寧な御説明ありがとうございました。ここで一旦、電源開発さんは御退場いただくようにしたいと思いますがよろしゅうございますでしょうか。では今後ともどうぞよろしくお願いします。

（事業者）

　今回はお忙しいところ２回に渡りまして御審議いただきましてありがとうございました。今後もしっかりと御意見を踏まえながら計画検討させていただきたいと思いますので引き続きよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。（退席）

（会　長）

　それではここで、「（仮称）西中国ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」に関しての答申書の案について少し御説明した上で審議に入りたいと思います。先程から意見が出ておりましたが、今日の分は残念ながら入っておりませんけれども、前回までの質疑の内容を答申書という形でまとめてみました。事務局の方から配ってください。

（答申書（案）を委員に配布）

　答申書を作るにあたりまして、私どもの勝手な判断というわけではなくて、前回の審議の内容を出来るだけ盛り込んだ形で答申書を作るように努力しております。したがってこの答申審議用と書かれた資料をめくっていただくと赤線が入っていると思います。ここが御意見のポイントだろうと思うところに全て赤線でしるしを入れております。それを基にして答申書という形で整理してみました。それがこちらのほう、Ａ４版の今日配っていただいた資料ですね、こちらに先程の答申審議用の資料の赤文字のところ、これをこちらに持ってきたというところです。それではこちらの案を読んでみたいと思います。あくまでも、先程、委員からの意見もありましたように、我々としても決定的な意見が申し上げられない、注文をつけるという段階の答申になります。

（下記の答申書案を読み上げ）

　令和3年11月25日

（案）

岩国市長　福田　良彦　様

岩国市環境審議会

会長　藤　野　完　二

（仮称）西中国ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書について（答申）

令和3年11月12日付で諮問のありました、「（仮称）西中国ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書について」について、当審議会で慎重に審議を行った結果、本配慮書についての環境の保全の見地からの意見は、下記の結論に達しましたので、答申します。

記

１　騒音等

　（事前調査）

（１）事業実施想定区域及びその周辺には、多数の住宅等が存在し、風力発電機等の設置稼働による騒音及び超低周波音の影響が懸念されることから、方法書以降の手続きにおいて、現地調査等を行うことで住宅等の居住環境等を把握することにより、適切な予測・評価を実施し、騒音及び超低周波音の影響をできるだけ回避・低減するよう、風力発電機等の設置位置等を検討すること。

　（設置稼働後の対応）

（２）風力発電機等の設置稼働後において、周辺住民から、騒音及び超低周波音の相談が寄せられた際には、相談者等と十分に対話・調整を行うとともに、現地調査等を実施することにより、誠意をもって必要な対策・対応を行うこと。

２　水環境

　（地下水脈調査）

（１）事業実施想定区域及びその周辺は、水源地として重要なことから、風力発電機等の工事及び稼働に伴い、動植物等が生息する湿原等への湧出及び水道水源に対する水量・水質等の影響が懸念されるため、方法書以降の手続きにおいて、表流水だけでなく地下水脈についても現地調査等を十分に行うことにより、適切な予測・評価を実施し、水量・水質等の影響をできるだけ回避・低減するよう、検討すること。

３　動物・植物・生態系

　（森林伐採への環境配慮）

（１）事業実施想定区域及びその周辺は、巨樹・巨木等の自然環境が存在していることから、風力発電機等の輸送・設置及び送電設備等の設置に際して、森林伐採等による自然環境への影響が懸念されるため、方法書以降の手続きにおいて、現地調査等を十分に行うことで、植生状況等を把握することにより、適切な予測・評価を実施し、必要最小限の伐採を実施することで、自然環境への影響をできるだけ回避・低減するよう、検討すること。

　（動植物への環境配慮）

（２）事業実施想定区域及びその周辺は、クマタカなど希少猛禽類をはじめ、多種多様な動植物が生息生育し、これら動植物への影響が懸念されるため、方法書以降の手続きにおいて、現地調査等を十分に行うことにより、適切な予測・評価を実施し、動植物への影響を回避・低減するよう、風力発電機等の設置位置等や工事計画を、検討すること。

なお、動植物の現地調査等を行う際には、専門家をはじめ関係者に幅広くヒアリングを行い、適確な情報収集に努めること。

　（飛翔動物の風車羽根等への衝突への配慮）

（３）鳥やコウモリなど飛翔する動物について、風力発電機等の稼働に伴う風車羽根等への衝突（バードストライク、バットストライク等）による影響が懸念されることから、方法書以降の手続きにおいて、現地調査等を十分に行うことにより、適切な予測・評価を実施し、飛翔動物への影響をできるだけ回避・低減するよう、風力発電機等の設置位置や工事計画等を、検討すること。

なお、方法書以降の図書作成にあたって、飛翔動物の衝突等の予測・評価についての理解を助けるために、根拠となる事例データ等も併せて記載し、具体的にわかりやすく説明するように、努めること。

４　その他

　（土砂災害等への対策）

（１）風力発電機等の設置工事（搬入道路に関する工事も含む）及び事業実施に際して、高い山の尾根等に起因する土砂災害等に関する懸念があることから、方法書以降の手続きにおいて、現地調査等を十分に行うことにより、適切な予測・評価を実施することで、災害対策に配慮した、風力発電機等の設置位置や工事計画等を検討すること。また、工事計画等の一般市民等への周知を十分に行うこと。

　　　なお、土砂災害防止等を検討するにあたり、森林法など関係法令を遵守するとともに、近年の地球温暖化の影響による異常気象（局所豪雨等）も考慮したうえで、対策を実施すること。

　（地域住民等への説明）

（２）環境影響評価の手続きのなかで、一般市民や自治体等への説明・周知等を十分に行い、事業計画の理解を得られるよう、努めること。

特に地域住民等への説明を十分に行い、合意形成に努めること。

　（環境影響評価項目の選定）

（３）環境影響評価項目の選定について、本事業の種類及び規模、地域の環境の状況等を勘案して、必要な環境影響評価項目及び調査手法を選定するとともに、必要に応じて法に記載のない事項についても考慮すること。

環境影響評価法等の趣旨をふまえて、「対策を予定しているから負荷は発生しない」という考えのもと調査・予測・評価を省略することなく、「対策を講じることにより本来発生するはずの負荷が十分に回避・低減されていることを明らかにする」という考えのもとで、調査・予測・評価するよう努めること。

以上のようにまとめてみました。これについて御意見がございましたらお聞かせ願いたいと思います。正直、漠然としております。そうならざるを得なかったわけですが。先程の最後のほうで、委員から意見がありましたとおり、我々としては心配している項目の答えが出ない中での答申ですので、どうしても漠然となってしまうのですよね。今後手を抜かないように、と言うしかないように感じております。いかがでしょう。御意見ございますでしょうか。

（委　員）

　私はこれでおおむねよろしいかと思うのですが、くれぐれも、この下から４行目にあります、対策を予定しているから負荷は発生しないと、あらかじめやるから発生しないだろう、という考えはですね、先程の話にもありましたとおり、それはやめていただきたいということですね。あらかじめ何かが発生してからでは遅いわけですよね。実際にそこで生活している人がいるわけですから、それと下流に住んでいる私達もいるわけですから、この一番最後のところはですね、会長の方から答申される際に改めて言っていただく方がありがたいと思います。

（会　長）

　たしかにそうですね。

　他に御意見ございますでしょうか。なお、本日も貴重な意見が出ています。これはこちらで答申書に付け足して、意見として出していきたいと思いますが、できればその内容について御一任いただけますでしょうか。

（委員一同異議なし）

　それでは、出てきた意見を事務局ともう一度精査させていただきまして、できるだけ意見を反映した答申書を作らさせていただきます。たたき台としてはこれで御承認いただいたということで受け止めてよろしゅうございますでしょうか。

（委員一同異議なし）

　それでは、長時間に渡りまして御審議いただきありがとうございました。本日の会議はこれで終わりたいと思います。